

広報あびこ

発行所

千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話(あびこ) 42・142・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
発行日 毎月 1日・16日 1部2円

1月の納税

町・県民税
健康保険税 の4期分です

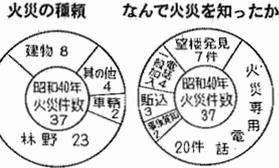
1月31日午前9時から午後4時まで興陽寺で出張
納入事務をおこないます。

40年度 火災白書

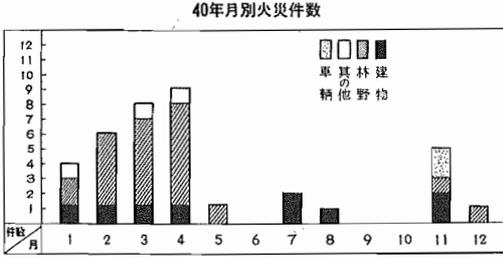
林野火災が多くなる 損害見積額は約二百三十万円

昨年一年間の町内火災白書が次のようにまとまりました。

火災の発生件数は三十七件で、昨年の二十七件にくらべて十件ふえています。その損害見積額は約二百三十一万九千円で、昨年の約二百七十五万円よりいくらかすくなく減っています。建物火災は八件、焼失面積は約二百四・六平方メートル(約六十二坪)で、一昨年の約百六十八・八平方メートル(約五十一坪)にくらべて約二割ほど減っています。建物火災によつて一人の尊い人命が失なわれていないのは、幸甚です。



林野火災は二、三件です。また、危険物(ガソリン、石油、重油など)の貯蔵、取扱所や学校、集会所などの除け等に関係を、依然として高き発生率を示しています。今後とも関係者のご協力をお願いいたします。



文化財を火災から守ろう。文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗資料および記念物などがありますが、有形文化財のうち、とくに歴史上、芸術上価値の高いものを重要文化財に指定しています。このようにたいせつな文化財を火災から守ろうと、法隆寺の金堂が焼失した昭和二十四年一月二十六日を機会に、この日を文化財防火デーとしました。一般住宅も火災予防についてはなんら変わりはないのですが、その物件の性格上、観覧者がじゆうぶん火には気がつきにくいという危険があります。

事故の九〇%までが横着心。どうして事故が起きたのだらう。相手が悪かったのだと罪を他人になすりつけて、静かに胸に手を置いて、事故の一手前自分で分はどうかと反省して、必す思いあたることのあるに違いない。



文化財を火災から守ろう。文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗資料および記念物などがありますが、有形文化財のうち、とくに歴史上、芸術上価値の高いものを重要文化財に指定しています。このようにたいせつな文化財を火災から守ろうと、法隆寺の金堂が焼失した昭和二十四年一月二十六日を機会に、この日を文化財防火デーとしました。一般住宅も火災予防についてはなんら変わりはないのですが、その物件の性格上、観覧者がじゆうぶん火には気がつきにくいという危険があります。



行政相談室を開きます。行政監察局では次のとおり、出張行政相談室を開きます。日時：一月二十八日午前十時から午後三時まで。場所：我孫子商工会館。相談を受ける内容：①許可、認可の促進とあつせん②農地の移転、転用、登記などの問題、③遺族年金原給の受給問題、④公共施設等の整備、促進、⑤生活保護などの社会福祉関係、相談は口頭で申し出るだけで、また無料です。

タバコは町内で

1本につき35銭が町の収入になります

農業基本調査をおこなう。二月一日現在で、基本調査がおこなわれています。調査の対象：①経営耕地面積が一〇アール(一反)以上もの。②経営耕地面積が一〇アール未満または皆無でも、過去一年間の農産物の総販売額が三万円以上であるもの。調査事項：世帯員、経営耕地、畜産。

基本選挙人名簿確定。基本選挙人名簿が十二月二十日現在で確定しました。この選挙人名簿はことしの十二月二十日までの間に改定される選挙にかかわります。

基本選挙人名簿投票所別確定数 (12月20日現在)

第1投票区	男		女		計	
	40年	39年	40年	39年	40年	39年
1	1,714	1,355	1,816	1,467	3,530	2,822
2	818	710	890	765	1,708	1,475
3	563	562	615	618	1,178	1,180
4	1,870	1,560	1,850	1,541	3,720	3,101
5	1,522	1,722	1,699	1,912	3,221	3,634
6	222	209	230	227	452	436
7	1,169	1,073	1,224	1,151	2,393	2,224
8	778	814	843	855	1,621	1,669
9	594	584	626	619	1,220	1,203
10	726	709	847	823	1,573	1,532
計	9,976	9,298	10,640	9,978	20,616	19,276

町営住宅入居者を募集。本年度建設の町営住宅は布佐二〇番地(大竹)に第二種住宅十戸を建設中です。この入居者募集は次のとおりおこなわれます。

- ① 町内に住所または勤務場所を有する人。
- ② 入居の申込みをした日に、おいて収入が二万円以下の人。(注：ここにおける収入とは入居者および同居者の過去一年間における収入を十二で除いた額から扶養親族一人について二千元を控除した額をいう)
- ③ 現に同居しているか、または同居しようとする親族(事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む)がある人。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかである人。(困窮の理由が自己の責任であるときは含まない)
- ⑤ 申込方法：二月一日から二月十日までに町営住宅入居申込書を建設課へ提出してください。建設課へ建設課または、湖北、布佐両支所に用達し、おこなわれます。
- ⑥ 選考方法：入居者の審査選考は町営住宅入居者選考委員会の審査を経て公開抽せんにより決めます。
- ⑦ その他：① 期限後の受付はいたしません。おこなえないように注意してください。
- ② 給与支払証明書、同居親族証明書必ず添付してください。
- ③ わからないことについては建設課へお問い合わせください。
- ④ 入居は二月下旬の予定。
- ⑤ 坪数：三十一平方メートル(約九・四坪) 構造：木造平家建て、六畳、四・五畳、家賃：月額約三千元 敷金：家賃の三ヵ月分

